

平成 23 年 11 月 30 日

各 位

株式会社 近畿大阪銀行

労働基準監督署からの是正勧告について

当社は、平成 23 年 10 月 17 日に大阪中央労働基準監督署より当社における次長職の「管理監督者※」としての取扱いに関して、指導および労働基準法第 37 条に規定する時間外労働等に対する割増賃金の支払いについての是正勧告を受けております。

本件につきましては、労働基準監督署の指導のもと、適切な対応を進めており、今後、割増賃金の金額など公表すべき事実が明らかになった段階で改めてご報告させていただきます。

なお、当社といたしましては、このたびの労働基準監督署からの指導および是正勧告を真摯に受け止め、社員の勤務時間管理の適正化を図るとともに改善に取り組んでまいります。

以 上

※ 管理監督者：労働基準法第 41 条第 2 号に規定の監督若しくは管理の地位にある者で、時間外労働や休日に関する労働基準法の規定の適用から除外される労働者